

令和4年10月7日

最高裁判所事務総局広報課

「裁判所ウェブサイト等の構築・移行及び運用・保守」に係る概算見積り及び情報提供依頼

1 依頼件名

「裁判所ウェブサイト等の構築・移行及び運用・保守」に係る概算見積り及び情報提供依頼

※ 裁判所ウェブサイト等とは、「裁判所」、「裁判員制度」、「知的財産高等裁判所」の3つのウェブサイトを指します。

2 依頼内容

(1) 見積り

仕様書（案）を踏まえた概算見積書の提示

(2) 情報提供

- ア 現行仕様書及び仕様書（案）に対する意見並びに疎明資料の提供
- イ 運用・保守の最適化、コスト低減に向けた具体的な改善案の提案

3 依頼目的

- (1) 令和7年3月のサービス開始を目途として、裁判所ウェブサイト等のリプレースを予定しているところ、一般閲覧者の利用頻度が高い検索機能（裁判例情報、司法統計情報、傍聴券交付情報）やサイト内検索機能につき、ページへのアクセス性およびユーザー利便性を向上させた上で、ニーズに合わせたサイトを維持できるよう、メンテナンス性を向上させたシステム構成への見直しを図ることを検討しております

す。また、現行サイトで実装している機能や画面構成を引き継ぎ、可能な限りサービスレベルやセキュリティ水準を維持することを前提としています。

- (2) メンテナンス性及び機能は現状レベルとなりますが、現状構成を維持してソフトウェアバージョンアップの対応のみ行う案と、システム構成を見直すことで、(1)で記載のと通りの利便性を向上しつつ、運用保守作業の最適化や、コスト低減を図る案を検討しています。また、システム構成を見直す際の調達方式の実現性について検討しています。
- (3) 以上を実現すべく、現状の仕様書（案）に基づいて調達する場合の概算額を把握するとともに、更なる低減策を模索するため、見積書の提出及び情報提供依頼を行います。

#### 4 参考資料

##### (1) 交付方法及び場所

令和4年10月24日（月）までに下記の「8 担当部署」(1)に連絡の上、直接窓口にて電磁的記録媒体の交付を受けてください。その際は、別紙1「機密保持誓約書」を提出してください。

なお、提出書面に不備等がある場合は参考資料を交付しないことがあります。

##### (2) 返却方法及び場所

下記の「8 担当部署」(1)に連絡の上、見積書提出時又は提出後3開庁日以内に、直接窓口にて電磁的記録媒体を返却してください。その際は、別紙2「機密保持誓約書に係る遵守状況報告書」及び別紙3「参考資料の消去に関する報告書」を提出してください。

##### (3) 提供予定資料

ア 設計書一式（システム基盤基本設計書、ネットワーク構成図、設計

図、環境定義書、サイトマップ設計書)

イ システムマニュアル

ウ 現行仕様書

エ 運用レポート

オ 仕様書（案 1・2）

## 5 概算見積書及び情報提供の提出期限等

### (1) 提出期限

令和 4 年 1 1 月 4 日（金）午後 5 時（郵送の場合は同日必着）

### (2) 提出先

下記の「8 担当部署」(1)

### (3) 提出方法

下記の「8 担当部署」(1)（窓口）への電磁的記録媒体の持参、同部署宛て電子メール若しくは紙媒体を郵送し又は F A X 送信する方法

※ 電子メールによる方法を希望される場合は、別途メールアドレスをお知らせします。

### (4) 参考事項

提出の際は次の事項をお知らせください。

ア 会社名（部署名）

イ 担当者名

ウ 連絡先（電話番号・メールアドレス）

エ 全省庁統一資格（本件のために資格を求めるものではありません。）

## 6 概要見積書及び意見等を提出するに当たっての事前質問

### (1) 質問期限

令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金）午後 5 時

(2) 質問先

下記の「8 担当部署」(1)及び(2)

(3) 質問方法

電子メールにより質問を行ってください（新規の質問は、電話では受け付けておりません。）。

なお、質問の様式は問いませんが、メールの件名は、「裁判所ウェブサイト等の構築・移行及び運用・保守（R F I）に係る質問」と記載してください。

※ 質問がある場合は、別途メールアドレスをお知らせします。

7 留意事項

(1) 概算見積書の提出又は情報提供により、以降の調達参加時の評価等には影響を与えません。

(2) 概算見積書の提出又は情報提供に係る一切の費用は、全て提出者（情報提供者）の負担とします。

(3) 提出された見積書や情報提供に対する回答は行いません。

なお、見積書や情報提供を踏まえ、必要に応じて趣旨の確認を行い、疎明資料の提出を求める場合があります。

(4) 本依頼において当裁判所との間で共有する全ての情報について、本依頼以外の目的による使用及び第三者への開示を禁止します。

8 担当部署（窓口）

(1) 最高裁判所事務総局広報課広報係（担当：本間）

電話番号：03-3264-8111（代表）

(2) デジタル推進室（担当：塚本・吉本）